

# 被災者の生活再建と専門家による支援の役割



みらいちゃん

はなたろう

まもるくん

<p><b>避難所</b></p> <p>数日から数ヶ月の利用（無料）</p>	<p><b>ボランティア専門家支援</b></p> <p>片付け・土砂撤去など様々な困りごとの相談</p>	<p><b>応急修理制度</b></p> <p>仮設住宅 半壊以上 655,000円 半半壊 318,000円</p>	<p><b>被災者生活再建支援金 基礎支援金</b></p> <p>全壊・解体・長期避難 100万円 大規模半壊 50万円</p>	<p><b>火災（地震）保険・共済</b></p> <p>火災保険だけでは地震・津波の被害保障なし</p>	<p>?</p>
<p><b>仮設住宅</b></p> <p>原則 2年以内 家賃無料 半壊も入居可能性</p>	<p><b>義援金</b></p> <p>家族の死亡や住家被害の程度により支給される</p>	<p><b>自治体の独自支援</b></p> <p>自治体により支援の有無・内容が異なるので情報収集</p>	<p><b>災害弔慰金</b></p> <p>家族の死亡時に遺族に 500万円 又は 250万円 支給</p>	<p><b>災害援護資金貸付</b></p> <p>1か月以上の負傷 家財損害、住家被害に応じ最大 350万円 貸付</p>	<p><b>雑損控除（災害減免法）</b></p> <p>建物・家財・車・墓地などの被害や災害による支出で税金が減免される</p>
<p><b>公費解体</b></p> <p>原則全壊建物が対象。特定非常災害等なら半壊以上の家賃や一部事業所も無料で解体・撤去</p>	<p><b>被災者生活再建支援金 加算支援金</b></p> <p>建設・購入 200万 修理 100万 民間貸付 50万 *中規模半壊以上の各半額</p>	<p><b>被災ローン減免制度</b></p> <p>住宅、事業、教育などの個人ローンの減額・免除</p>	<p><b>リバースモーゲージ</b></p> <p>60歳以上なら、不動産を担保に、利息のみの返済可能</p>	<p><b>災害復興住宅融資（建設・購入・補修）</b></p> <p>建設・購入資金は半壊、補修は一部損壊以上が条件</p>	<p><b>災害公営住宅</b></p> <p>収入に応じて家賃は変動。当初数年は家賃の特例あり</p>

支援制度のカードの一例（被災者生活再建カード）

日弁連 災害復興支援委員会 副委員長  
 関東弁護士会連合会 災害対策委員会  
 日本災害復興学会 復興支援委員会



弁護士・防災士 永野 海  
 Web: [naganokai.com](http://naganokai.com)

# 被災者が直面する4つの不安



## 被災者の不安

生活・健康面の不安

情報が  
ない不安

再建の為の  
お金の不安

相談相手  
がない不安

保健師さんなどプロによる  
サポートがされやすい

これまで十分には対応されてこなかった

情報がない  
不安

再建の為の  
お金の不安

相談相手が  
いない不安

これまで十分には対応されてこなかった

静岡では、たまたまその役割を  
弁護士、司法書士、建築士など  
士業専門家が担っているんだね



支援者、行政職員、社協職員、自治会、ご近所さん

みんなで **支援制度の知識** を得て

みんなで **情報を伝えあって**、支援や再建から  
取り残される人がでないようにすることが大切

# 弁護士などの専門家は被災者相談でこんなことをしています

## 傾聴



- ・精神的支援
- ・いま被災地で何が起きている、何が必要なのかの現状把握

## 現地調査



- ・弁護士が建築士、技術士などの専門家と被災家屋や崩れた崖の調査に

## 情報提供



- ・支援制度の情報提供
- ・住宅の応急対応助言

## 行政要望



- ・把握した事実に基づき行政に施策を要望したり、日々の相談内容を市町にフィードバックする

## 申請同行



- ・助言で終わらず、申請までを支援する

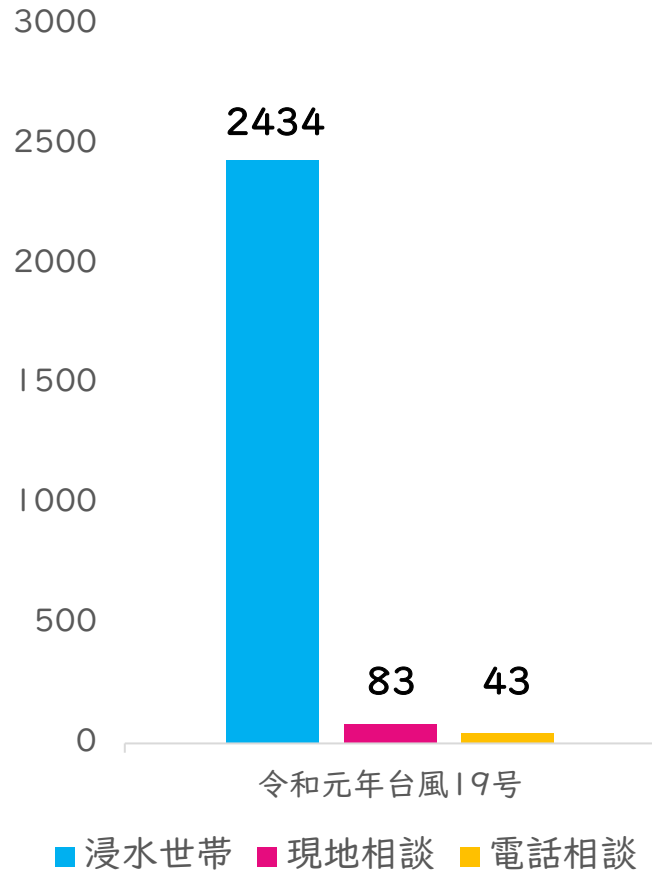
## 生活再建支援



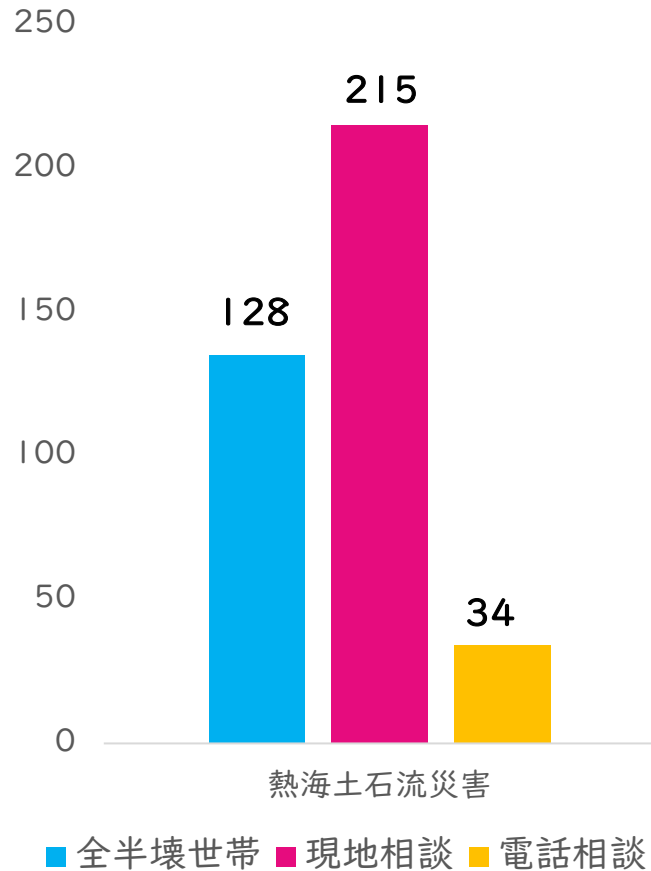
- ・最終的な生活・住宅の再建の相談相手に  
(支援制度の活用助言)

# 静岡の災害に対する弁護士など専門家の相談支援(単位は件数)

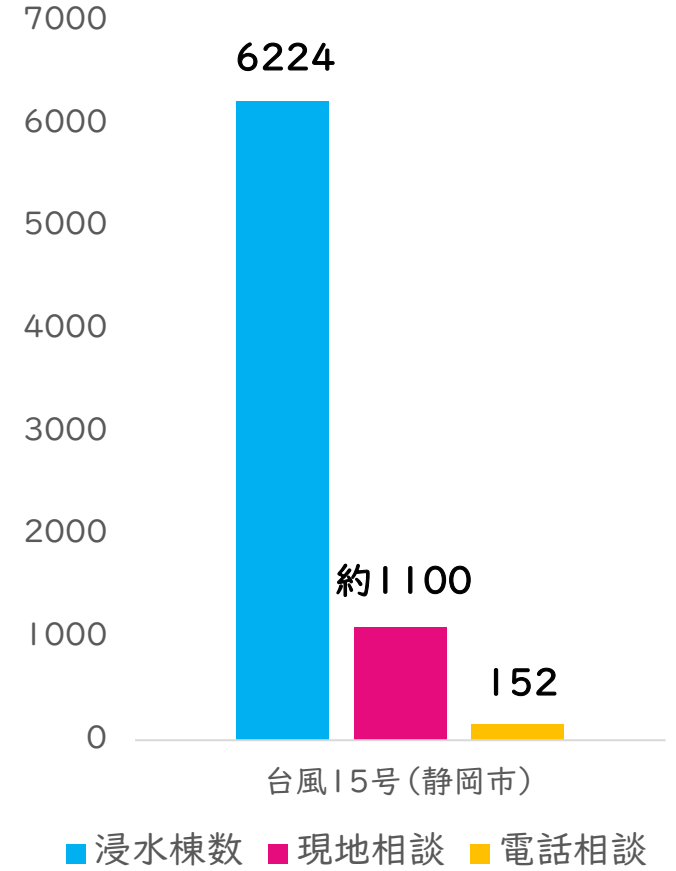
## 令和元年台風19号 (静岡県内全体の数字)



## 熱海市土石流災害 (熱海市の数字)

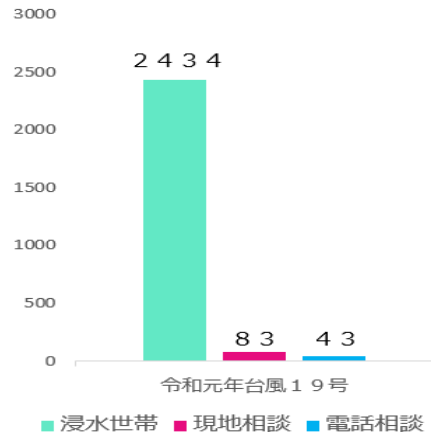


## 令和4年台風15号 (静岡市の数字)



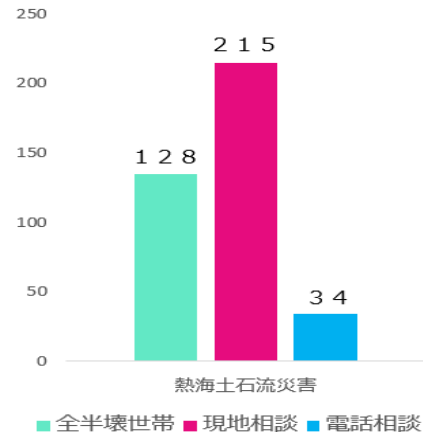
# 相談率・相談件数の大幅な上昇

## 令和元年台風19号 (静岡県内全体の数字)

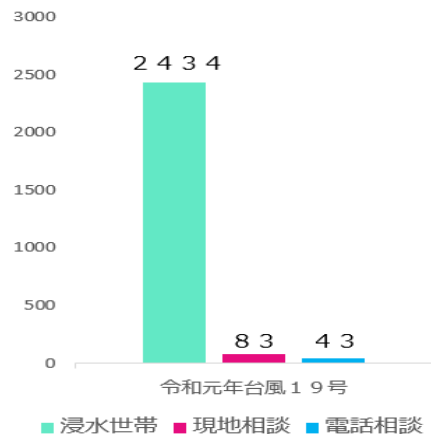


被災者の**相談率**の  
大幅な上昇

## 熱海市土石流災害 (熱海市の数字)

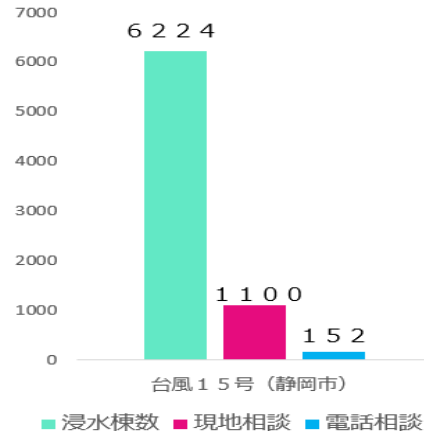


## 令和元年台風19号 (静岡県内全体の数字)



被災者の**相談件数**の  
大幅な上昇

## 令和4年台風15号 (静岡市の数字)





# 発災直後からの静岡県弁護士会の活動(時系列)



熱海市伊豆山土石流災害時と、令和4年台風15号での大きな違い

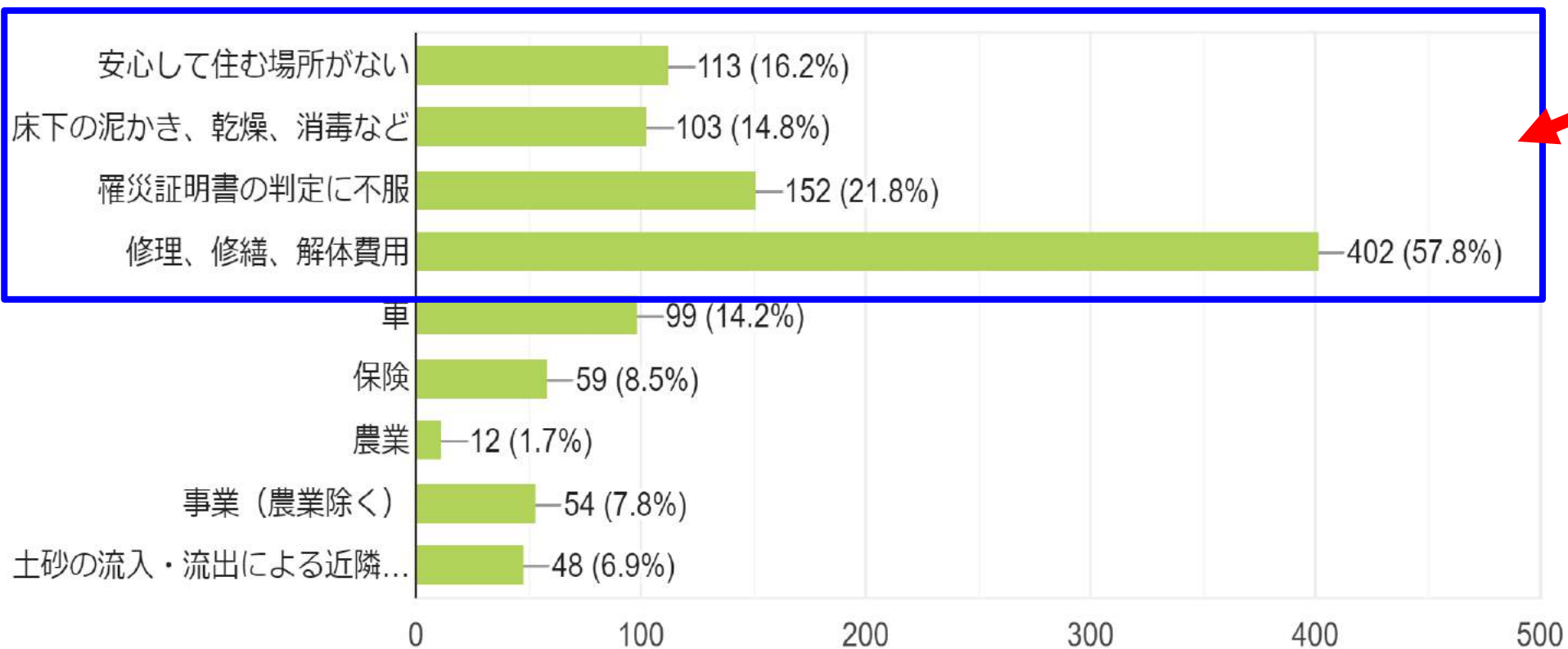
7/3 (土)	熱海土石流災害	9/24 (土)	台風15号
当日	沼津支部の職員・会員に安否確認 (ANPIC) 災害対策本部設置 (会長) 第1回本部会議 会長談話発表 熱海市との連絡調整開始	2日後	災害対策本部設置 (会長) 第1回研修 (元々予定していた熱海の関係に追加) 第1回本部会議 県、県内市町との連絡調整開始
2日後	電話相談開始 他会等へ義援金口座連絡	3日後	会長談話発表 弁護士会ニュース発行
4日後	第1回研修 (関弁連共催Zoom&Youtube) 永野先生	4日後	電話相談開始
5日後	沼津市内でNPOと説明会・相談会	9日後	<b>静岡市3区役所で土業合同相談開始</b>
15日後	第2回研修 (広島 今田先生)	18日後	<b>静岡市、静岡県に「住まいの確保」に関する要請</b> 他会からの応援受け入れ開始
16日後	弁護士会ニュース発行	32日後	常議員会 (本部設置、相談日当、広報費等包括承認)
21日後	<b>熱海市総合福祉センターで土業合同相談開始</b>	33日後	関弁連研修 (義援金口座)
24日後	常議員会 (本部設置、相談日当、広報費等包括承認)	59日後	静岡新聞朝刊にQ&A掲載
30日後	<b>静岡県、熱海市等に要請 (長期避難世帯認定)</b>	81日後	第2回研修 (支援制度、罹災証明書)
76日後	弁護士会瓦版発行	94日後	静岡県等に公費解体の対象拡大の要望
101日後	第3回研修 (支援制度、被災ローン減免制度、災害ADR)	109日後	第3回研修 (雑損控除 浅原税理士)
173日後	熱海市へ公費解体の期限延長の申入れ	130日後	静岡市地域支え合いセンター勉強会に出席
241日後	伊豆山ささえ逢いセンターとのケース会議開始 (全5回)	160日後	支え合いセンターと連携しての訪問相談開始
376日後	ささえ逢いセンターと連携しての訪問相談開始		

⇒ 台風15号では、発災9日後に役所内に専門土業の相談窓口を設置したことで、**断水問題**ばかりに注目されるなか  
 実は大量の**住まい難民が存在する**という重大な事実気づけた (その後、行政に対する要望活動へ)

# 浸水約1万棟の令和4年台風15号(静岡)で特に多かった相談は何か

困っていることの大分類（複数選択可） ※ あてはまるものがない場合は飛ばしてください

696件の回答



ご相談が多かったベスト4



出典：令和4年台風15号での静岡県災害対策士業連絡会及び静岡県弁護士会による被災者相談の統計データ  
※合計約1300件の被災者相談のうち約700件の相談データから作成

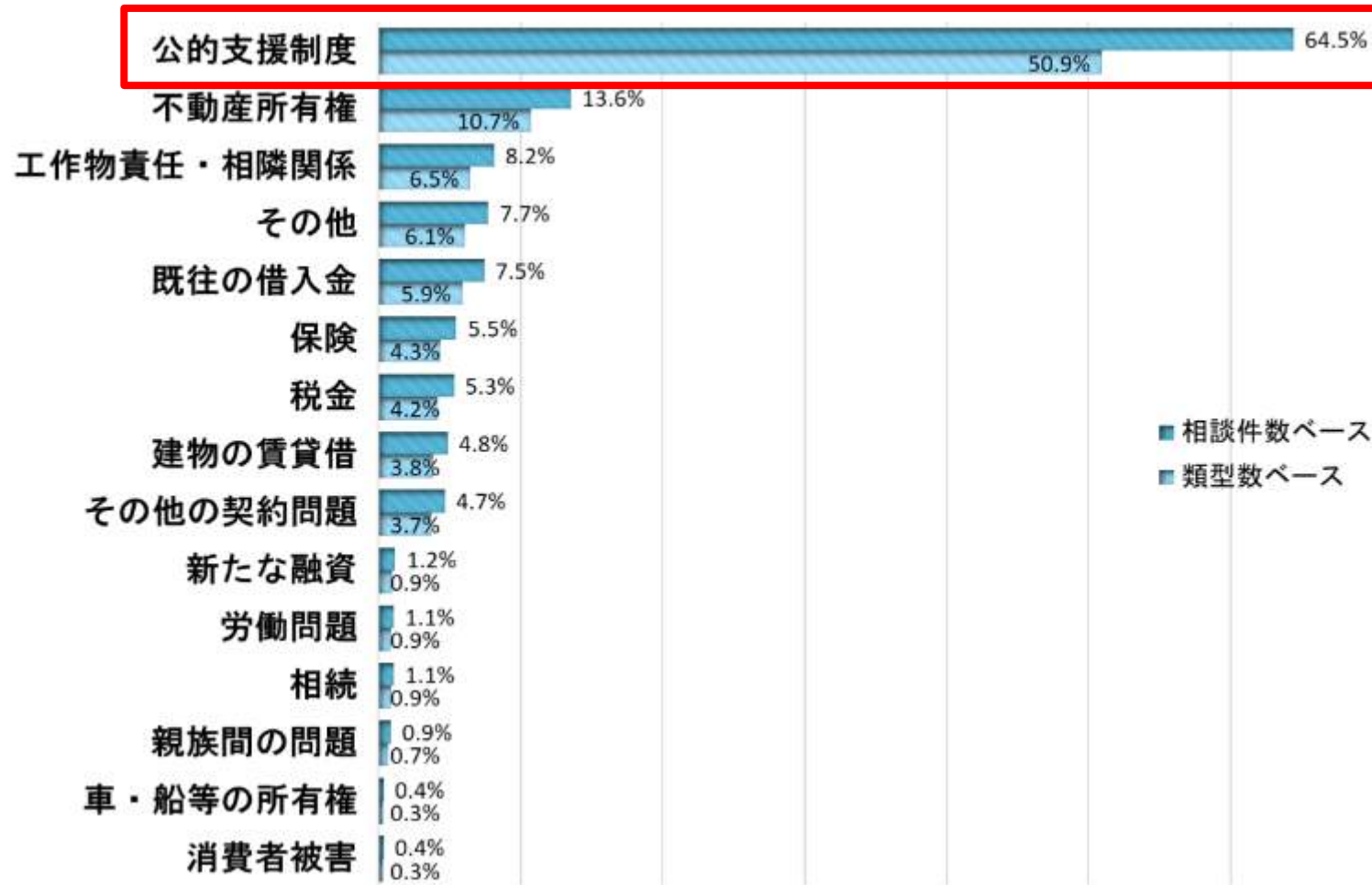


# 水害相談を担当した弁護士が当時の被災者相談票に書き残した内容

- 先日、市から書類の束が届いた。よく分からないので、自分がどのような支援を受けられるか聞いてみたい。
- 今後、何をどういう順番で取り組んでいけばいいのか分からない  
(何日間も眠れていない方で、心のケアが必要だと思いました)
- 市から被災者支援制度の案内文書が届いたが、見れば見るほど分からなくて相談に来た。自分が使える支援制度を知りたい
- これまで一度も私にきちんと説明してくれた人が居なかったので、初めて説明してもらえて嬉しい
- 当日の被害の精神的不調が大きく、話をきいてもらう人に救いを求めたい思いで相談に来た
- 1階が浸水して未修理で、自宅に住むのが辛い
- 相談者には夫と発達障害の子供あり。母の介護もあるところに今回の父の被災。とても一人で抱えきれるものではなく、相談できる人もいなかった模様。途中何度もつらさを思い出しては泣かれてた
- 何から手をつけていいかわからない、どうしたらいいのか教えてほしい(非常に混乱した様子だった)
- 床上浸水したが、どうすればよいかわからない。今後の方針で妻とけんかになり、妻ともども精神的に参っている
- 修理するか建て替えか判断できない。仮設にも移動が大変。色々悩んで憂鬱になる。

# 専門家相談 1300件の相談に対する助言の多くは公的支援制度

1 全体の相談内容の傾向<sup>1</sup> [相談件数ベース：n=1,114<sup>2</sup> / 類型数ベース：n=1,410]



弁護士、建築士  
などの専門家が  
助言した内容  
の圧倒的1位





# 弁護士の水害生活再建支援フロー(一例)



水害で被災  
(罹災証明を申請)



自治体による  
住宅の被害調査

全	壊
大規模半壊	
中規模半壊	
半	壊
準	半壊
一部損壊	

罹災証明書の交付



住まい再建  
の選択



5

● 表を使って、**支援制度利用**の**もれ**がないか確認

1

- **住まい困窮者**を自治体につないだり応急復旧の助言
- **支援制度の全体像**を説明

2

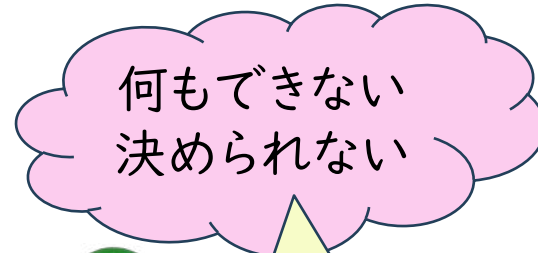
- 自治体の調査担当課と**二次調査の判定基準**の話し合い

3

- **再調査**による判定変更の流れについて助言する

4

- 表やカードを使いながら、修理、建替え、転居の場合の**支援制度の情報提供**



6

- 相談相手に**包括や行政**につなぐ

# 役場での 現地相談会

区役所3か所で  
土日祝日含め  
毎日相談会を開催

令和4年台風15号 静岡市3区同時開催  
専門家による  
**生活なんでも相談**

り災証明って何に使えるの？  
今後の生活が不安  
家の解体や修理はどうしたらいいの？  
災害で事業の経営が苦しい

日時 10月3日(月)～10月31日(月)  
10:00～16:00  
※ 土日は清水区のみ開催

場所 葵区役所 1階 地域総務課市民相談室  
駿河区役所 3階 地域総務課市民相談室  
清水区役所 4階 4C会議室

内容 被災された方の生活再建に関する相談・情報提供  
(令和4年台風15号に関する相談が対象) **全て無料**

参加団体 静岡県災害対策士業連絡会  
弁護士・司法書士・行政書士・建築士・税理士・公認会計士・不動産鑑定士・  
土地家屋調査士・社会保険労務士・技術士といった  
多数の専門家団体が構成されています

お問い合わせ 静岡県弁護士会 ☎ 054-252-0008  
(静岡県災害対策士業連絡会事務局)  
平日9:00～12:00 13:00～17:00

## 役場内に相談ブースを設置する利点

- ・罹災証明をとりにきたり、各種申請にきた被災者さんと出合いやすい
- ・相談後に、相談者とそのまま支援制度の申請ブースに同行できる
- ・自治体職員とも問題意識を共有しやすい(被災者のために一緒に悩み、動く)

### ★さらに士業合同相談のメリット

- (司法書士さんは、弁護士のマンパワー不足を一体として補ってくれる)
- (建築士さんは、修理、解体の相談や、罹災証明書の判定変更の助言をしてくれる)
- (税理士さんは、雑損控除や、事業者への税務上の助言をしてくれる)
- (行政書士さん、社労士さんは、各種補助金、税の減免など細かにサポートしてくれる)



写真(令和4年台風15号) 全国からの応援も含め、延べ1200名以上の弁護士、司法書士、建築士などの専門家が対応しています(現在も)

# 水害相談を開催しても電話が鳴らない、誰も来ない問題？

相談者の約半数は、自治体からの情報や、自治体職員の声掛けで専門家相談に来場

- 行政との連携はそもそも被災者と出会うために不可欠
- 行政職員に、弁護士の被災者支援活動の内容や意義を知ってもらう
- 狭義の法律相談だけでなく、被災者の話し相手になり、よき相談者になり、必要な支援制度の情報提供をしていることを知ってもらう
- 弁護士会の支援活動の理解者、ファンになってもらうことが集客上大切に

## 相談会の広報

令和4年台風15号

【どこから今回の相談を知りましたか？】

1042件中（弁護士会電話相談や静岡市以外の相談も含む）

自治体（自治体HP、広報誌、その他各部署から？）	40.3%
自治体HPが12.4%、広報誌が10%、その他が18.9%	
親族・知人・勤務先	11.4%
継続相談	6.0%
TV	5.3%
新聞	2.3%

行政職員さんだけでなく、社協職員さん、NPOの皆さん、自治会の皆さん、市民の皆さんすべてに共通します



# 被災地区での自治会館 などでの出張相談会



災害NPO団体(集客、場づくり、サービス)や自治体(出張申請窓口設置)、ボランティアセンター(ボランティア出張受付)と**合同実施**できるかが鍵)



# 発災直後の被災地区相談会でお配りした資料の例



## 今日の説明会でお伝えしたいこと R4.11 被災地区説明会資料



### ① 建物や家財・車の被害を記録する!

罹災証明書の再調査や保険、雑損控除のため  
→ 冊子「水害にあったときに」p16参照

### ② 詐欺に注意!

車のレッカー、家の修理で被害多発!  
**支払う前に**相談を



### ③ まずは罹災証明書の申請を

全ての支援制度の出発点(日本は申請主義!)

### ④ 判定が変わることも(再調査)

判定結果に不明点や疑問があれば、清水区役所2階の  
家屋係で罹災証明書の調査票(3枚ほどのもの)をも  
らった上で弁護士に気軽にご相談を

### ⑤ 保険を確認

住宅の火災保険の水災特約、家財保険、車両保険など



### ⑥ 応急修理制度の活用と注意

準半壊 31.8万円 半壊以上 65.5万円  
修理の前に**自治体へ申請!** 対象は**限定!**  
この制度を**使うと修理後は応急仮設住宅に入れない!**

### ⑦ 応急(仮設)住宅について

- ① 借り上げ型の応急仮設住宅 半壊以上(その他要件あり)
- ② 静岡市独自の住宅補助制度 会場にて説明

### ⑧ 半壊+解体=全壊の支援金

国の「被災者生活再建支援金」は、半壊では0円。  
でも高額な修理費などを理由に解体すれば、全壊と同じ  
最大300万円の支援金に! 解体前に自治体に相談を。

### ⑨ 雑損控除を知ろう

保険でカバーできない住宅、家財、車、お墓の損害があ  
る場合の、医療費控除に似た税金の減免制度。  
領収書を残しておいて確定申告(税務署に相談)。



### ⑩ 再建費用の工面について

例) **リバースモーゲージ**  
…60歳以上の方が、**存命中は利子だけ**支払う災害  
時特別の借入制度。  
他にも色々な制度があるので、弁護士にご相談を!

まずは**弁護士**に  
お気軽にご相談を!  
電話や清水区での面談相談やっています  
(すべて無料)

# 要請があれば現地に行って支援する

## 建築士さんと同行した調査

- ➡ り災証明の判定変更の意見書を書いてもらう

## 技術士さんと同行した調査

- ➡ 現地の二次災害のリスクを評価してもらったり、長期避難世帯の認定必要性に関する意見書の作成





# 仮設住宅期に入ったら支え合いセンター(社協など)と連携する

比較的規模の大きい災害では、自治体や社協(受託)によって、仮設住宅などを訪問して、被災者の困りごとを把握し、生活再建を支えるための「**地域支え合いセンター**」(厚労省補助事業)が設立されます

(センターとの連携で静岡県弁護士会でおこなっていること)  
※令和4年台風15号での静岡市での例

- ・支え合いセンターの職員がいつでも弁護士会に相談できる**メーリングリスト**を作成し、常時、助言
- ・職員に**弁護士が同行しての個別訪問支援活動**
- ・職員が**現地相談ブース**に被災者と一緒に相談に
- ・職員の個別訪問調査の際のポイントを、**研修などでアドバイス**します



支え合いセンターの職員との**意見交換会**  
台風15号では、支え合いセンターの全ての職員さんに、**支援制度の研修**も実施しました

# 仮設住宅期に入ったら支え合いセンター(社協など)と連携する

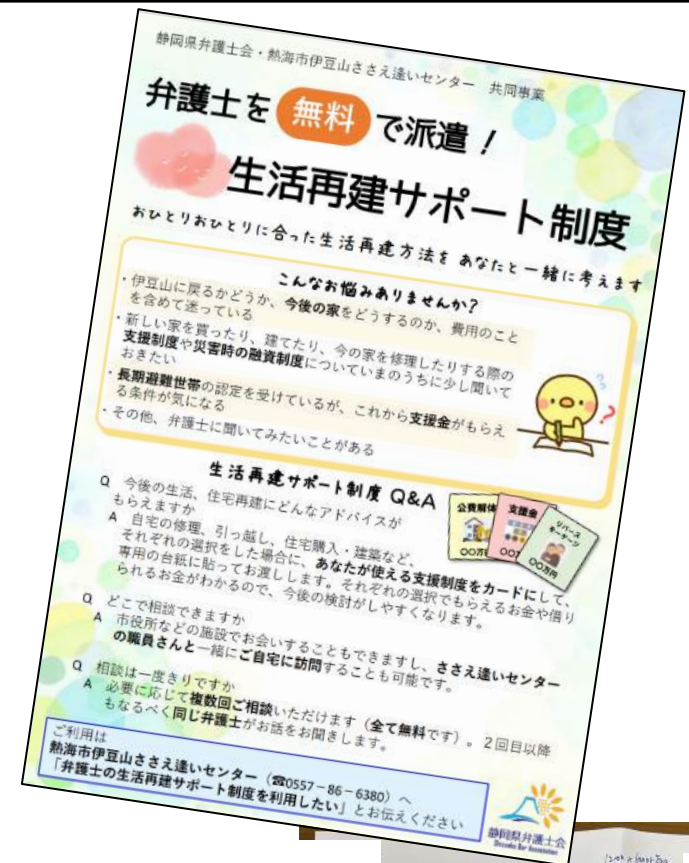
伊豆山ささえ逢いセンターでは、**弁護士会がささえ逢いセンターのケース会議に参加**

➡個別事案を一緒に考える

➡仮設住宅への訪問支援をする世帯の選別



熱海市の伊豆山ささえ逢いセンターでのケース会議の様子



仮設住宅をささえあ  
いセンターと弁護士  
と一緒に個別訪問  
して、被災者生活  
再建カードを貼る









和歌山県海南市の被災者相談ブースの様子  
(弁護士など支援専門家による活用)



奥能登地震(珠洲市)でのNPOの個別訪問による公的支援制度の情報提供(写真提供:NPO法人レスキューストックヤード)



コラム13: 被災者支援制度の紹介に活用できる資料の例 (被災者支援チェックリスト・被災者支援カード)

被災者支援早見表

令和5年7月豪雨 情報提供: 佐川野 [令和5年5月14日現在]

種類	支援会・見舞金等 (住居に関する支援)				住宅支援 (住居に関する支援)				減免 (納税等に課する支援)					
	2-1	2-2	2-3	2-4	3-2	3-3	3-4	3-5	4-1	4-2	4-3	4-4	4-5	
支援制度名	災害義捐金(寄+減)	災害義捐金(寄+減)	くらし支援金	生活再建支援金	再営性宅への一人入居	住居の応急修繕	被災者生活再建支援会	被災者生活再建支援会	被災者生活再建支援会	被災者生活再建支援会	被災者生活再建支援会	被災者生活再建支援会	被災者生活再建支援会	被災者生活再建支援会
支援の方法	給付	給付	給付	給付	貸付	貸付	貸付	貸付	貸付	貸付	貸付	貸付	貸付	貸付
家賃増に等しい(床下浸水)														
家賃増に等しい(床上浸水)														
家賃増	8万円/世帯(単身世帯は3万円)				5万円/世帯1人1割まで	243,000円(上限)	100万円(上限)	100万円(上限)	100万円(上限)	100万円(上限)	100万円(上限)	100万円(上限)	100万円(上限)	100万円(上限)
半額			10万円/世帯	10万円/世帯	10万円/世帯	10万円/世帯	10万円/世帯	10万円/世帯	10万円/世帯	10万円/世帯	10万円/世帯	10万円/世帯	10万円/世帯	10万円/世帯
中間級半額	10万円/世帯(単身世帯は5万円)	150万円				708,000円(上限)	100万円(上限)	100万円(上限)	100万円(上限)	100万円(上限)	100万円(上限)	100万円(上限)	100万円(上限)	100万円(上限)
大規模半額		350万円					100万円(上限)	100万円(上限)	100万円(上限)	100万円(上限)	100万円(上限)	100万円(上限)	100万円(上限)	100万円(上限)
全額	20万円/世帯(単身世帯は10万円)						100万円(上限)	100万円(上限)	100万円(上限)	100万円(上限)	100万円(上限)	100万円(上限)	100万円(上限)	100万円(上限)
その他区分・要件	世帯主が1年以上の被災者	世帯主が1年以上の被災者	世帯主が1年以上の被災者	世帯主が1年以上の被災者	被災者生活再建支援会	被災者生活再建支援会	被災者生活再建支援会	被災者生活再建支援会	被災者生活再建支援会	被災者生活再建支援会	被災者生活再建支援会	被災者生活再建支援会	被災者生活再建支援会	被災者生活再建支援会
問い合わせ窓口	福祉課	福祉課	福祉課	福祉課	福祉課	福祉課	福祉課	福祉課	福祉課	福祉課	福祉課	福祉課	福祉課	福祉課

福岡県広川町での被災者支援カードを参考にして下された支援制度資料(令和5年7月豪雨)

# 必ず知っていただきたい支援制度 9つ

被災された皆様へ **被災者支援カード（おもて）** 大切な9つの支援制度をカードで 令和5年5月14日版

\*災害の規模等で自治体ごとに適用される支援制度は異なります。また、後から適用される場合も。詳細は、QRコードなどもご参照。 被災者支援カード ©2021 弁護士永野 海 最新のカードのダウンロード

災害直後	<b>応急修理制度</b> (災害救助法)  大規模半壊・半壊の世帯 <b>70.6万円</b> (2023) 準半壊の世帯 <b>34.3万円</b>	<b>窓口</b> 自治体 <b>誰に</b> 準半壊以上の、り災証明をもらった世帯 (使うと修理後は仮設住宅に入れない) 業者に修理を頼む前に自治体に相談	<b>仮設住宅</b> (災害救助法)  原則2年間 (特定非常災害適用なら延長可能性も) <b>家賃無料</b> (光熱費は負担必要)	<b>窓口</b> 自治体 <b>誰に</b> 居住できる家がなく自分の資力では住宅を確保できない (半壊でも入居可能性) 入居に所得条件もあるも運用は自治体で様々	<b>災害援護資金貸付</b> (災害弔慰金法)  借入最大 <b>350万円</b> (全壊250万/半壊170万/家財3分の1の損害150万など)	<b>窓口</b> 自治体 <b>誰に</b> 災害で負傷したり、家財の損害、住宅の全半壊などがある人 (所得条件あり) 返済期間10年。当初3年間は無利子	
	その少し後	<b>基礎支援金</b> (被災者生活再建支援法)  ①全壊 ②半壊以上の建物等を解体 <b>100万円</b> 大規模半壊 <b>50万円</b>	<b>窓口</b> 自治体 <b>誰に</b> 左の条件を満たす世帯(賃借人も)。特に②③は不明なら要相談 (単身は4分3の金額) 所得条件なし。お金の使い道も制限なし	<b>被災ローン減免制度</b> (自然災害ガイドライン)  預貯金 <b>500万円</b> ・家財保険金・各種支援金などを手元に残し、ローンの減額・免除の可能性あり *ブラックリストに載らない	<b>窓口</b> 弁護士会 <b>誰に</b> 災害救助法の災害で住宅ローンなど個人のローンの支払が難しくなった人 自己破産や返済交渉の前に検討を！	<b>公費解体</b> (環境省の制度)  建物を無償で解体 (2階建かつ10m以下等の一定の事業所も対象になることも)	<b>窓口</b> 自治体 <b>誰に</b> 原則、 <b>全壊</b> 被害の建物所有者。ただ特定非常災害や自治体の判断で <b>半壊以上に拡大も</b> 。 所得条件なし。3階建以上のアパートや、倉庫などは要相談。
		<b>加算支援金</b> (被災者生活再建支援法)  建設・購入で <b>200万円</b> 修理で <b>100万円</b> 民間貸借へ <b>50万円</b> *中規模半壊は上の半額	<b>窓口</b> 自治体 <b>誰に</b> 基礎支援金をもらった世帯が、住宅再建・修理・賃貸転居をする時 (単身は4分3の金額) 一度転居して、その後再建・修理した場合でも左の金額までもらえる	<b>災害復興住宅融資</b> (高齢者返済特例も)  建設・購入 <b>半壊以上の人</b> 補修の融資 <b>一部損壊以上の人</b>	<b>窓口</b> 住宅金融支援機構 <b>誰に</b> 住宅の補修費用や再建費用を借りたい人 60歳以上なら不動産を担保に、利息のみの返済のリバースモーゲージ型も	<b>雑損控除</b> (医療費控除に類似)  所得の <b>10%を超える部分の損害額</b> が <b>所得控除</b> されて、所得税、住民税が減免になる	<b>窓口</b> 税務署に確定申告 <b>誰に</b> 住宅・家財・車両・お墓などの損害や災害関連費の支出がある人 家財の損害額不明でも <b>推定規定</b> あり

コラム13: 被災者支援制度の紹介に活用できる資料の例 (被災者支援チェックリスト・被災者支援カード)

出典: <http://naganokai.com/>

「災害ケースマネジメント実施の手引き」(内閣府)

これ以外の支援制度は、自治体のHPなどで確認しましょう!



# 支援制度の全体像(発災直後の周知も大切)

あなたのり災証明で使える制度を表でチェック

## 被災者支援カード(うら)

2023年5月6日版

最新のカードのダウンロード

被災者支援カード ©2021 弁護士 永野 海

     : 原則災害救助法の適用必要
      : 被災者生活再建支援法の適用必要
      : 当該制度の適用や実施が必要

被災直後(無理しないで)	住まいへの支援				もらえるお金				借りられるお金			その他の支援								
	ボランティア ・専門家相談	自治体による 土砂撤去	火災・地震保険 の確認	応急修理制度 (2023.4基準)	応急仮設住宅	公費解体(無償)	災害公営住宅	被災者生活再建支援金 ※単身は4分の3の金額	義援金	災害弔慰金	自治体独自の 支援金・補助金	社会福祉協議会 の貸付	災害援護 資金貸付	災害復興 住宅融資	リバースモーゲージ 型融資	被災ローン 減免制度	雑損控除	その他		
一部損壊 (床下浸水も)	困りごとには遠慮なく必ず相談して下さい	自治体により時期や内容に違いがあります	水災保障の加入や金額も確認をしましょう	34.3万円																
準半壊				70.6万円																
半壊				△	△	△														
中規模半壊				※2	※3	※4														
大規模半壊																				
半壊など +建物解体																				
全壊				70.6万円	利用可	利用可	利用可													
(長期避難世帯)※1		※2		※4																

- ※1 災害の危険継続などで長期にわたり居住不能と都道府県から認定された世帯のこと。被災者生活再建支援法で「全壊」の扱いになる。
- ※2 大規模な災害では、半壊、大規模半壊の方や、二次災害の危険、ライフライン停止などで自宅からの長期避難が必要な方の入居可能性もある。
- ※3 特定非常災害などでは、半壊以上の方も公費解体の対象になることがあるが、修理して住むという選択肢も慎重に検討を。
- ※4 大規模な災害では、全壊だけでなく、半壊以上の方などが入居できる場合も。入居には収入条件があり、家賃は必要。
- ※5 生計維持者の死亡で500万円、その他の方の死亡で250万円。重度障害の場合には、左のそれぞれ半額の支給。
- ※6 世帯主の1か月以上の負傷、家財の3分の1の損害(浸水被害も)でもそれぞれ150万円まで借入れ可。

内閣府防災のHP

コラム13: 被災者支援制度の紹介に活用できる資料の例(被災者支援チェックリスト・被災者支援カード)

出典: <http://nagasaki.com/>

「災害ケースマネジメント実施の手引き」  
(内閣府)

自治体の職員さんや被災者相談の担当者もこの表を手元に置いて、**制度の全体像**を把握して下さい

静岡の台風15号の際は、2000世帯以上の被災者に静岡市から配布もされました



# 持家を修理するロードマップ



救

・・・災害救助法が適用されたとき

- ※ 災害援護資金貸付は都道府県内に救助法の適用自治体が1つでもあればOK
- ※ 被災ローン減免制度は、国内にその災害に関する救助法の適用自治体が1つでもあればOK

支

・・・被災者生活再建支援法が適用されたとき

- ※ この法律が適用されない場合でも同様の支援金を給付する独自の制度がある都道府県が複数ある

相談者さんと一緒に、このロードマップをみながら、いまどの位置にいるか確認してみましょう

災害直後

修理の実施準備

修理の実施

写真・動画で被害撮影

り災証明書の申請

保険・共済の確認・電話

自宅の片づけ・乾燥・消毒  
(ボランティアの活用検討)

被災ローン減免制度の検討

災害援護資金貸付の検討

自治体独自の支援制度確認

修理見積りを複数とる

応急修理制度の検討  
(準半壊以上)

救

応急仮設住宅  
の入居検討

基礎支援金の申請  
(大規模半壊以上)

民間  
ローンの  
検討

OR

災害復興  
住宅融資  
の利用検討

※応急修理制度を使う場合は  
事前に自治体に相談

修理契約

加算支援金の申請  
(中規模半壊以上)

雑損控除の申請検討

修理完了

※ 応急修理制度を使うと、

①修理完了後や

②発災後6か月経過後は

応急仮設住宅(みなし仮設住宅)に入れなくなる可能性があります



# 修理の支援制度

(チェックシート)



ご相談者の方の罹災証明の段だけを見ればいんだね



使える支援制度などをこの表の左から順番にチェックしていこう！

災害救助法と被災者生活再建支援法がその自治体に適用されている前提の表なのでそこは注意



 義援金 <small>家族の死や住家被害の程度により支給される</small>	 被災ローン減免制度 <small>住宅、事業、教育などの減額・免除</small>	 災害援護資金貸付 <small>1か月以上の負傷家財損害、住家被害に応じ最大350万円貸付</small>	 自治体の独自支援 <small>自治体により支援の有無・内容が異なるので情報収集</small>	 応急修理制度 <small>仮設住宅 半壊以上 70万6000円 準半壊 34万3000円</small>	 仮設住宅 <small>原則2年以内家賃無料 半壊も入居可能性</small>	 被災者生活再建支援金 基礎支援金 <small>全壊・解体・長期避難 100万円 大規模半壊 50万円</small>	 災害復興住宅融資 (建設・購入・補修) 普通の住宅ローン	 リバースモーゲージ 利息の返済だけの特例	 被災者生活再建支援金 加算支援金 <small>建設・購入 200万円 修理 100万円 民間借借 50万円 *中規模半壊以上の各半額</small>	 雑損控除 (災害減免法) <small>建物・家財・車・基地などの被害や災害による支出で税金が減免される</small>
--	--	--	---	--	--	--	-------------------------------------	-----------------------------	--	---

単位：万円

大規模半壊	・この4枚の使える支援にもれがないか確認する。 ・避難生活中のご家族の死亡は、弔慰金請求を検討。 ・災害で借金の返済に困っていれば検討する！ ・借金がなければ検討不要です。 ・自治体ウェブサイトなどを確認して検討する。	170	70.6	使えることが多い どちらかを選択	50 (単身37.5)	上限1200 (評価の6割) どちらかを選択	100 (単身75)	・税金をおさめている場合は必ずご説明を！ 確定申告すれば、税金が減額、免除になる可能性
中規模半壊		170	70.6	使えることが多い どちらかを選択		上限1200 (評価の6割) どちらかを選択	50 (単身37.5)	
半壊		170	70.6	使えることが多い どちらかを選択		上限1200 (評価の6割) どちらかを選択		
準半壊		家財の3分の1以上の損害あれば150	34.3			上限1200 (評価の6割) どちらかを選択		
一部損壊		家財の3分の1以上の損害あれば150				上限1200 (評価の6割) どちらかを選択		

# 現地で建替えのロードマップ



・・・災害救助法が適用されたとき

- ※ 災害援護資金貸付は都道府県内に救助法の適用自治体が1つでもあればOK
- ※ 被災ローン減免制度は、国内にその災害に関する救助法の適用自治体が1つでもあればOK



・・・被災者生活再建支援法が適用されたとき

- ※ この法律が適用されない場合でも同様の支援金を給付する独自の制度がある都道府県が複数ある

相談者さんと一緒に、このロードマップをみながら、いまどの位置にいるか確認してみましょう

## 災害直後

## 建物の解体など

## 建替えの実施

写真・動画で被害撮影

被災証明書の申請

保険・共済の確認・電話

自宅の片づけ・乾燥・消毒  
(ボランティアの活用検討)



被災ローン減免制度の検討

災害援護資金貸付の検討

自治体独自の支援制度確認

解体見積りを複数とる

公営住宅の検討



応急仮設住宅の入居検討

自費で解体

OR

公費解体制度  
(対象になる時)



基礎支援金の申請  
(半壊以上は可能性あり)

建築見積りを複数とる

民間ローンの検討

OR

災害復興住宅融資の利用検討

建築契約



加算支援金の申請  
(半壊以上は可能性あり)

雑損控除の申請検討

建替え完了



# 解体・現地建替えの支援制度

(チェックシート)



使える支援制度  
などを  
この表の左から順番に  
チェックしていこう！

災害救助法と被災者生活  
再建支援法がその自治体に  
適用されている前提の表  
なのでそこは注意



ご相談者の方の罹災証明  
の段だけを見ればいんだね

 義援金 被災者の死や住家被害の程度により支給される	 被災ローン減免制度 住宅、事業、教育などの減額・免除	 災害援護資金貸付 1か月以上の負傷家財損害、住家被害に応じ最大350万円貸付	 自治体の独自支援 自治体により支援の有無・内容が異なるので情報収集	 仮設住宅 原則2年以内家賃無料半壊も入居可能性	 公費解体 原則全壊建物が対象。特定非常災害等なら半壊以上の家屋や一部事業所も無料で解体・撤去	 被災者生活再建支援金基礎支援金 全壊・解体・長期避難 100万円 大規模半壊 50万円	 災害復興住宅融資 (建設・購入・補修) 普通の住宅ローン	 リバースモーゲージ 利息の返済だけの特例	 被災者生活再建支援金加算支援金 建設・購入 200万円 修理 100万円 民間貸借 50万円 *中規模半壊以上の各半額	 雑損控除 (災害減免法) 建物・家財・車・墓地などの被害や災害による支出で税金が減免される
----------------------------------	-----------------------------------	---	--	--------------------------------	---	---	--	-----------------------------	---	---

単位：万円

<p><b>全壊</b> →</p> <p>この4枚の使える支援にもれがないか確認する。 避難生活中のご家族の死亡は、弔慰金請求を検討。</p>	<p>災害で借金の返済に困っていれば検討する！ 借金がなければ検討不要です。</p>	<p>350</p>	<p>自治体ウェブサイトなどを確認して検討する。</p>	<p>使える</p>	<p>通常は使える</p>	<p>100 (単身75)</p>	<p>上限2700 (評価の6割) どちらかを選択</p>	<p>200 (単身150)</p>	<p>税金をおさめている場合は必ずご説明を！ 確定申告すれば、税金が減額、免除になる可能性</p>
<p><b>大規模半壊</b> →</p>		<p>250</p>		<p>使えることが多い</p>	<p>特定非常災害の場合と、自治体が独自に実施する場合は使える</p>	<p>100 (単身75) ※解体を前提</p>	<p>上限2700 (評価の6割) どちらかを選択</p>	<p>200 (単身150) ※解体を前提</p>	
<p><b>中規模半壊</b> →</p>		<p>250</p>		<p>使えることが多い</p>		<p>100 (単身75) ※解体を前提</p>	<p>上限2700 (評価の6割) どちらかを選択</p>	<p>200 (単身150) ※解体を前提</p>	
<p><b>半壊</b> →</p>		<p>250</p>		<p>使えることが多い</p>		<p>100 (単身75) ※解体を前提</p>	<p>上限2700 (評価の6割) どちらかを選択</p>	<p>200 (単身150) ※解体を前提</p>	
<p><b>準半壊</b> →</p>		<p>家財の3分の1以上の損害あれば150</p>							

# 解体して転居のロードマップ



救

・・・災害救助法が適用されたとき

- ※ 災害援護資金貸付は都道府県内に救助法の適用自治体が1つでもあればOK
- ※ 被災ローン減免制度は、国内にその災害に関する救助法の適用自治体が1つでもあればOK

支

・・・被災者生活再建支援法が適用されたとき

- ※ この法律が適用されない場合でも同様の支援金を給付する独自の制度がある都道府県が複数ある

相談者さんと一緒に、このロードマップをみながら、いまどの位置にいるか確認してみましょう

災害直後

解体 や 土地売却 など

転居 (賃貸借・建築・購入)

写真・動画で被害撮影

り災証明書の申請

保険・共済の確認・電話

自宅の片づけ・乾燥・消毒  
(ボランティアの活用検討)

被災ローン減免制度の検討

災害援護資金貸付の検討

自治体独自の支援制度確認

解体見積りを複数とる

公営住宅の検討  
OR  
応急仮設住宅の入居検討

自費で解体  
OR  
公費解体制度 (対象になる時)

土地売却の検討

基礎支援金の申請  
(半壊以上は可能性あり)

賃貸  
OR  
建築・購入

物件探し  
OR  
建築見積り・物件探し

民間ローンの検討  
OR  
災害復興住宅融資利用検討

賃貸借契約  
OR  
売買契約・建築契約

加算支援金の申請  
(半壊以上は可能性あり)

雑損控除の申請検討

建築完了・入居など



# 解体して転居の時の支援制度

(チェックシート)



ご相談者の方の罹災証明の段だけを見ればいいんだね



使える支援制度などをこの表の左から順番にチェックしていこう！

災害救助法と被災者生活再建支援法がその自治体に適用されている前提の表なのでそこは注意



 義援金 <small>家族の死や住家被害の程度により支給される</small>	 火災(地震)保険・共済 <small>火災保険だけでは地震・津波の被害は補償されない</small>	 被災ローン減免制度 <small>住宅、事業、教育などの個人ローンの減額・免除</small>	 災害援護資金貸付 <small>1か月以上の負傷家財損害、住家被害に応じ最大350万円貸付</small>	 自治体の独自支援 <small>自治体により支援の有無・内容が異なるので情報収集</small>	 仮設住宅 <small>原則2年以内家賃無料半壊も入居可能性</small>	 公費解体 <small>原則全壊建物が対象。特定非常災害等なら半壊以上の家屋や一部事業所も無料で解体・撤去</small>	 被災者生活再建支援法 基礎支援金 <small>全壊・解体・長期避難 100万円 大規模半壊 50万円</small>	 災害復興住宅融資 (建設・購入・補修) 普通の住宅ローン	 リバースモーゲージ 利息の返済だけの特例	 被災者生活再建支援法 加算支援金 <small>建設・購入 200万円 修理 100万円 民間貸借 50万円 *中規模半壊以上の各半額</small>	 雑損控除 (災害減免法) <small>建物・家財・車・基地などの被害や災害による支出で税金が減免される</small>
--	---	--	--	---	---	--	--	-------------------------------------	-----------------------------	--	---

単位：万円

<p><b>全壊</b></p> <p>→</p>	<p>・この4枚の使える支援にもれがないか確認する。 ・避難生活中のご家族の死亡は、弔慰金請求を検討。</p>	<p>・災害で借金の返済に困つていければ検討する！ ・借金がなければ検討不要です。</p>	<p>250</p>	<p>・自治体ウェブサイトなどを確認して検討する。</p>	<p>使える</p>	<p>通常は使える</p>	<p>100 (単身75)</p>	<p>上限3700 (評価の6割) どちらかを選択</p>	<p>建築・購入 200(単身150) 借家に転居 50(単身37.5)</p>	<p>・税金をおさめている場合は必ずご説明を！ ・確定申告すれば、税金が減額、免除になる可能性</p>
<p><b>大規模半壊</b></p> <p>→</p>	<p>・この4枚の使える支援にもれがないか確認する。 ・避難生活中のご家族の死亡は、弔慰金請求を検討。</p>	<p>・災害で借金の返済に困つていければ検討する！ ・借金がなければ検討不要です。</p>	<p>170</p>	<p>・自治体ウェブサイトなどを確認して検討する。</p>	<p>使えることが多い</p>	<p>・特定非常災害の場合と、自治体が独自に実施する場合は使える</p>	<p>100 (単身75) ※解体を前提</p>	<p>上限3700 (評価の6割) どちらかを選択</p>	<p>建築・購入 200(単身150) 借家に転居 50(単身37.5)</p>	
<p><b>中規模半壊</b></p> <p>→</p>			<p>170</p>		<p>使えることが多い</p>		<p>100 (単身75) ※解体を前提</p>	<p>上限3700 (評価の6割) どちらかを選択</p>	<p>建築・購入 200(単身150) 借家に転居 50(単身37.5)</p>	
<p><b>半壊</b></p> <p>→</p>			<p>170</p>		<p>使えることが多い</p>		<p>100 (単身75) ※解体を前提</p>	<p>上限3700 (評価の6割) どちらかを選択</p>	<p>建築・購入 200(単身150) 借家に転居 50(単身37.5)</p>	
<p><b>準半壊</b></p> <p>→</p>			<p>家財の3分の1以上の損害あれば150</p>		<p>すべて 建築・購入の場合のみ</p>		<p>すべて 解体が前提</p>			

# 借借人の方のロードマップ



相談者さんと一緒に、このロードマップをみながら、いまどの位置にいるか確認してみましょう



## 救 ・・・災害救助法が適用されたとき

- ※ 災害援護資金貸付は都道府県内に救助法の適用自治体が1つでもあればOK
- ※ 被災ローン減免制度は、国内にその災害に関する救助法の適用自治体が1つでもあればOK



## 支 ・・・被災者生活再建支援法が適用されたとき

- ※ この法律が適用されない場合でも同様の支援金を給付する独自の制度がある都道府県が複数ある

### 災害直後

### 再建方法の選択

### 再建（修理・新たな賃貸借・建築・購入）

写真・動画で被害撮影

被災証明書の申請

保険・共済の確認・電話  
(借借人が契約の場合)

片づけ・乾燥・消毒  
(大家さんと相談)

被災ローン減免制度 検討

災害援護資金貸付の検討

自治体独自の支援制度の確認

公営住宅の検討  
応急仮設住宅の入居検討

大家さんと賃料の話し合い(弁護士相談も)

基礎支援金の申請  
(半壊+大家さんによる解体、または大規模半壊以上)

住み続ける

転居する

物件探し

賃貸借

建築・購入

物件探り

民間ローンの検討  
融資  
災害復興住宅

物件探り

建築契約・売買契約

物件探り

賃貸借契約

加算支援金の申請を相談

雑損控除の申請検討

建築完了・入居

修理完了



# 借入の方の支援制度

(チェックシート)



使える支援制度  
などを  
この表の左から順番に  
チェックしていこう！

災害救助法と被災者生活  
再建支援法がその自治体に  
適用されている前提の表  
なのでそこは注意



ご相談者の方の罹災証明  
の段だけを見ればいんだね

単位：万円

 義援金 被災者のために ボランティア 専門家支援 義援金	 被災ローン 減免制度 住宅、事業、教育 などの個人ローンの 減額・免除	 災害援護 資金貸付 1か月以上の負傷 家財損害、住家被 害に応じ最大 350万円 貸付	 自治体の 独自支援 自治体により支援 の有無・内容が異 なるので情報収集	 仮設住宅 原則 2年 以内 家賃無料 半壊も入居可能性	 被災者生活再建支援金 基礎支援金 全壊・解体・長期避難 100万円 大規模半壊 50万円	 災害復興 住宅融資 (建設・購入・補修) 普通の 住宅 ローン	 リバース モーゲージ 利息の 返済だけ の特例	 被災者生活再建支援金 加算支援金 建設・購入 200万 修理 100万 民間貸借 50万 *中規模半壊は上 の各半額	 雑損控除 (災害減免法) 建物・家財・車・墓 地などの被害や災 害による支出で税 金が減免される
--	---	--	--	--	---	--	---	--	---

被害状況	支援制度	金額	自治体独自支援	仮設住宅	災害援護資金貸付	被災者生活再建支援金	災害復興住宅融資	リバースモーゲージ	被災者生活再建支援金 加算支援金	雑損控除
全壊	<ul style="list-style-type: none"> <li>この4枚の使える支援にもれがないか確認する。</li> <li>避難生活中のご家族の死亡は、弔慰金請求を検討。</li> </ul>	250	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体ウェブサイトなどを確認して検討する。</li> </ul>	使える	100 (単身75)	<ul style="list-style-type: none"> <li>上限3700 (評価の6割)</li> <li>どちらかを選択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上限3700 (評価の6割)</li> <li>どちらかを選択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上限3700 (評価の6割)</li> <li>どちらかを選択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築・購入 200 (単身150)</li> <li>借家に転居 50 (単身37.5)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>税金をおさめている場合は必ずご説明を！</li> <li>確定申告すれば、税金が減額、免除になる可能性</li> </ul>
大規模半壊		170		使えることが多い	50 (単身37.5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>上限3700 (評価の6割)</li> <li>どちらかを選択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上限3700 (評価の6割)</li> <li>どちらかを選択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上限3700 (評価の6割)</li> <li>どちらかを選択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築・購入 200 (単身150)</li> <li>借家に転居 50 (単身37.5)</li> </ul>	
中規模半壊		170		使えることが多い	原則なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>上限3700 (評価の6割)</li> <li>どちらかを選択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上限3700 (評価の6割)</li> <li>どちらかを選択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築・購入 100 (単身75)</li> <li>借家に転居 25 (単身18.75)</li> </ul>		
半壊		170		使えることが多い	原則なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>上限3700 (評価の6割)</li> <li>どちらかを選択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上限3700 (評価の6割)</li> <li>どちらかを選択</li> </ul>	原則なし		
準半壊		家財の3分の1以上の損害 あれば150			<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大家さんが解体すれば全壊と同じ金額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべて 建築・購入の場合のみ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大家さんが解体すれば全壊と同じ金額</li> </ul>			